　南房総市危険木伐採支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和３年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　南房総市長　　石　井　　　　裕

南房総市告示第　　号

　　　南房総市危険木伐採支援事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この告示は、現に人が居住している建物（以下「住宅」という。）への枯死木、枯損木、傾斜木及び倒木（以下これらを「危険木」という。）による被害を防止するため、市内の危険木の伐採及び撤去処分を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、南房総市補助金等交付規則（平成１８年南房総市規則第４５号）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

　(1) 住宅に被害を与えるおそれのある危険木を所有する者又は危険木により住宅に直接的な被害を受けるおそれのある者

(2) 市税、介護保険料及び水道料金の滞納がない者

（補助事業等）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

　（交付の申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、南房総市危険木伐採支援事業補助金交付申請書（別記第１号様式）に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

　(1) 見積書の写し

　(2) 位置図

　(3) 事業実施前の写真

　(4) 危険木を所有する者の事業実施承諾書（補助対象者が危険木所有者でない場合に限る。）

　(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

　（交付の条件）

第５条　規則第５条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

　(1) 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

　(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

　(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

　（変更等承認の申請）

第６条　規則第６条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条第１号の承認を受けようとするときは、南房総市危険木伐採支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第２号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、南房総市危険木伐採支援事業補助金交付決定変更（中止・廃止）承認通知書（別記第３号様式）又は南房総市危険木伐採支援事業補助金交付決定変更（中止・廃止）不承認通知書（別記第４号様式）により、当該提出を行った交付決定者に通知するものとする。

　（実績報告）

第７条　交付決定者は、規則第１２条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して３０日を経過する日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い期日までに、同条の実績報告書に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

　(1) 補助事業に要した経費の支払いを証明する書類の写し

　(2) 事業完了後の写真

　(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

　（交付の請求）

第８条　規則第１４条の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、規則第１５条の補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

　（委任）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 危険木伐採支援事業 | 森林法（昭和２６年法律第２４９号）第５条第１項に基づく地域森林計画の対象となっている森林内に存する危険木の伐採、撤去又は処分に要する経費 | 補助対象経費の２分の１以内（補助金の額は、３００，０００円を上限とする。） |

備考

１　農地、住宅地（公共施設、事業場の敷地を含む。）又はこれに準ずる土地として使用される土地に存する危険木は、補助事業の対象としない。

２　消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含まないものとする。

３　補助金の額に１，０００円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

別　記

　第１号様式（第４条関係）

南房総市危険木伐採支援事業補助金交付申請書

　　年　　月　　日

南房総市長　　　　宛

　　住　　所

　　氏　　名

　　電話番号

　　　　　　年度において危険木伐採支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとお

り補助金交付を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 実　施　場　所 | 南房総市 |
| 事　業　内　容 |  |
| 事　　業　　費 |  |
| 事業着手予定日 |  |
| 事業完了予定日 |  |
| 備　　　　　考 |  |

添付書類

(1) 見積書の写し

(2) 位置図

(3) 事業実施前の写真

(4) 危険木を所有する者の事業実施承諾書（補助対象者が危険木所有者でない場合に限る。）

　第２号様式（第６条関係）

南房総市危険木伐採支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

　　年　　月　　日

南房総市長　　宛

　　住　　所

　　氏　　名

　　電話番号

　　　　　　年　　月　　日付け　　　　　第　　　号で交付決定のあった危険木伐採支

援事業について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので、下記のとおり申請

します。

記

　１　変更（中止・廃止）の理由

　２　変更（中止・廃止）の内容

　３　関係書類

　第３号様式（第６条関係）

南房総市危険木伐採支援事業交付決定変更（中止・廃止）承認通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

南房総市長

　　　　　　　　　　年　　月　　日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった危険

木伐採支援事業について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）することを承認します。

記

　第４号様式（第６条関係）

南房総市危険木伐採支援事業交付決定変更（中止・廃止）不承認通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

南房総市長

　　　　　　　　　　年　　月　　日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった危険

木伐採支援事業について、下記の理由により不承認と決定したので通知します。

記

　理由